【規程番号　神女院Ⅲ－004】

神戸女子大学大学院看護学研究科委員会規程

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則（以下、「学則」という。）第 28 条の規定に基づき、看護学研究科委員会（以下、「研究科委員会」という。）の議事運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第２条　研究科委員会は、研究科長及び研究科の授業を担当する専任教員をもって組織する。

２　前項の規定にかかわらず、研究科長が必要と認めたときは教職員の出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

第３条　研究科委員会は、原則として月１回及び研究科長が必要と認めたとき、又は研究科委員会の構成員の３分の１以上の者から請求があったときに、これを招集する。

第４条　研究科委員会の議長は研究科長がこれに当たり、研究科長に事故があるときは研究科長が指名する教授がその職務を代行する。

第５条　研究科委員会は、学長が学則第 28 条第 5 項の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

２　研究科委員会は、学則第 28 条第 6 項の各号に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

第６条　研究科委員会の定足数は構成員の２分の１とする。

第７条　研究科委員会の議事は出席した構成員の２分の１以上によって議決する。

２　前項にかかわらず、学長が意見の聴取方法を指定した議事については、学長の指定した方法に沿って意見を述べるものとする。

第８条　前二条にかかわらず、学位授与に係る審議における定足数及び議決に関する事項は、学位規程第 11 条の規定に基づく。

　また、学則第 28 条第 7 項の規定に基づき、大学院担当教員の教育研究業績等の審査における定足数及び議決に関する事項は別に定める。

第９条　会議の議事は関係者以外には公開しない。会議の議事については、議事録を作成する。

第 10 条　この規程の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。